

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成18年度は、店舗建物取得等へ合計298百万円の設備等支出を行いました。また、平成18年度中に除却した設備等の合計は9百万円となっており、店舗建物の除却が主なものです。

2. 主要な設備の状況

平成18年度末における主要な設備の状況は以下のとおりです。

(単位:㎡、百万円)

内容	所在地	土地		建物等	什器	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
本・支店等	沖縄県那覇市等	13,573	3,072	4,537	87	7,859

3. 設備の新設、除却等の計画

平成19年度の設備への支出計画は以下のとおりです。

(単位:百万円)

対象	所在地	内容	支出予定額
東京本部等	東京都港区等	建物取得等	266

(注) 平成19年度予算で計上しているものです。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫の資本金の推移は以下のとおりです。

なお、公庫法第4条の規定により、当公庫の資本金は、その全額を国が出資しています。

(単位:百万円)

年 度	資 本 金	
	受入額	期末残高
平成 13年度	5,390	68,582
14年度	1,600	70,182
15年度	-	70,182
16年度	-	70,182
17年度	50	70,232
18年度	-	70,232

2. 役員 の 状 況

(1) 役員 の 定 員 及 び 任 期

公庫法第8条に基づき役員 の 定 数 及 び 同 法 第 11 条 に 基 づ け る 役 員 の 任 期 は 以 下 の と お り で す。

役 職	定 数	任 期
理 事 長	1人	4年(再任されることが出来る)
副 理 事 長	1人	4年(再任されることが出来る)
理 事	3人以内	2年(再任されることが出来る)
監 事	1人	2年(再任されることが出来る)

(2) 役員 の 状 況 (平 成 19 年 5 月 1 日 現 在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴
理事長	松田浩二 (昭和16年7月20日生)	昭和44年 1月 マイアミ大学大学院修士課程修了 平成 7年 6月 当公庫融資第一部長 9年 6月 当公庫理事就任 11年 6月 再任 13年 4月 当公庫副理事長就任 17年 4月 再任 17年 5月 当公庫理事長就任
副理事長	金井照久 (昭和23年12月20日生)	昭和47年 3月 東京大学卒 平成13年 7月 大阪国税局長 15年 7月 国土交通省政策統括官 16年 7月 会計センター所長兼財務総合政策研究所長 17年 5月 当公庫副理事長就任
理事	林幹雄 (昭和24年9月16日生)	昭和48年 3月 東京大学卒 平成17年 9月 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 18年11月 当公庫理事就任
	譜久山當則 (昭和25年11月8日生)	昭和49年 3月 埼玉大学卒 平成15年 3月 当公庫融資第一部長 19年 4月 当公庫理事就任
	仲田輝享 (昭和22年9月25日生)	昭和45年 3月 関西大学卒 平成15年 4月 沖縄県総務部長 17年 4月 沖縄県企業局長 19年 4月 当公庫理事就任
監事 (非常勤)	瀧澤國城 (昭和20年6月24日生)	昭和39年 3月 東京都立八王子工業高校卒 平成16年 7月 内閣府大臣官房厚生管理官 17年 7月 財団法人日本広報センター総務部長 18年11月 当公庫監事就任

3. コーポレート・ガバナンスの状況

当公庫のガバナンス体制は、大きく(1)法に基づくもの、(2)内部管理から構成されています。

(1) 法に基づくもの(3. 事業の内容 (2)国との関係 本説明書11ページ参照)

当公庫の予算は国会の議決により承認されており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また、主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)による監督・検査が行われるほか、平成15年度からは主務大臣からの委任に基づく金融庁検査も導入されています。さらに、閣議決定により設置されている沖縄振興開発金融公庫運営協議会の開催を通じて、当公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映させています。

(2) 内部管理

① 業務運営方針

当公庫では、県内の経済・金融環境と当年度の予算を踏まえ、各年度において「業務運営方針」を策定し、業務の的確な執行に努めています。

② 役員会

役員会は、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成され、当公庫の経営及び業務運営に関する重要事項について審議を行っています。

③ 監事

監事は主務大臣により任命され、当公庫の業務を監査しており、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。

④ 検査役

内部監査部門として理事長又は副理事長の命を受け検査に関する事務その他特に命ぜられた事項を掌理する検査役を設置しており、内部監査の独立性を確保しています。

⑤ リスク管理体制

当公庫の業務上発生しうる様々なリスクを総合的かつ効果的に管理するため、統括機能を担う機関として統合リスク管理委員会を設置し、当公庫のリスク管理についての検討、審議を行っています。

当公庫の業務等に伴うリスクの詳細については、本説明書67～68ページをご参照下さい。

⑥ コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取り組みについて基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。詳細については、本説明書65ページをご参照下さい。